

コンプライアンス(法令等遵守)とは

コンプライアンス(法令等遵守)とは、法令のみならず、法令(法律・施行規則等)、内部規程、ルールはもとより、企業倫理や社会規範に至るまで遵守することをいいます。

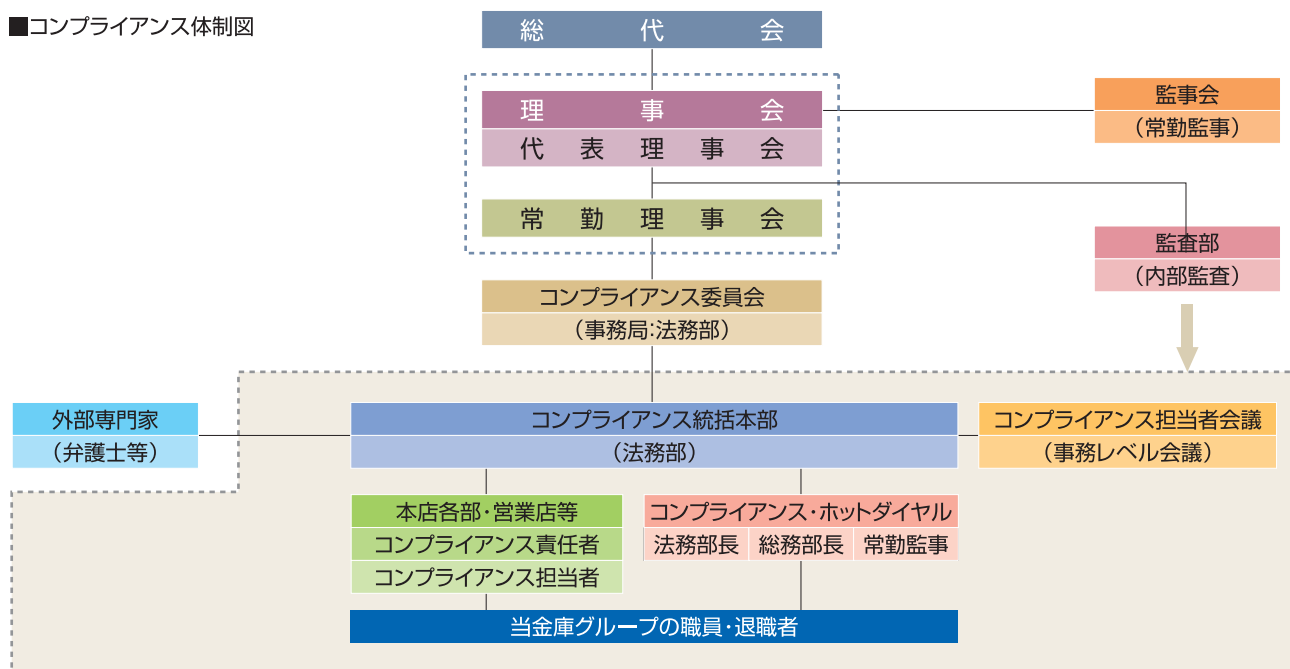
当金庫では、「法令等遵守方針」、「コンプライアンス(法令等遵守)宣言」および「信用金庫行動綱領」を定め、全役職員の法令等遵守意識を向上させ、業務の健全性および適切性の確保に努めております。

法令等遵守方針

当金庫は、公共的使命および社会的責任を負う金融機関として、法令等遵守態勢の整備・確立を金庫業務の最重要課題の一つと位置づけ、法令等遵守の定義、組織、役割等を定めることで、企業倫理の確立と法令等遵守の企業風土を醸成し、当金庫の業務の健全性および適切性を確保することを目的として「法令等遵守方針」を定めております。また、「法令等遵守規程」を定め、体制整備、研修・啓蒙活動、分析・評価、改善等の法令等遵守態勢の整備・確立に努めております。

コンプライアンス(法令等遵守)の体制図

■コンプライアンス体制図



コンプライアンス(法令等遵守)宣言

当金庫では、コンプライアンス(法令等遵守)を経営の最重要課題と位置づけ、確固たる倫理観と誠実さに基づき、コンプライアンス強化の企業風土を確立するため、以下の「コンプライアンス(法令等遵守)宣言」を制定し、コンプライアンス(法令等遵守)態勢の整備・強化に努めております。

《コンプライアンス(法令等遵守)宣言》

- 1.大牟田柳川信用金庫の役職員は、お客様・会員の皆様・地域の皆様をはじめとする地域社会の信頼にお応えするため、コンプライアンスをすべての行動の基本とし、法令・社会的規範および庫内規程等を厳正に遵守します。
- 2.大牟田柳川信用金庫の役職員は、お客様との取引に際して、信用金庫法をはじめとする金融取引にかかる法令等に基づく適正な処理を行うため、これら法令等に関する知識の向上に努めます。
- 3.大牟田柳川信用金庫の役職員は、組織内におけるコミュニケーションを重視し、風通しの良い職場づくりに努めるとともに、コンプライアンス違反行為またはコンプライアンスに違反する疑いのある行為に対しては厳正に対処します。
- 4.大牟田柳川信用金庫の役職員は、反社会的勢力等に対して、常に毅然とした態度で臨み、万一、反社会的勢力等が介入してきた場合は、関連部署および警察当局等と連携し、適切な措置を講じます。
- 5.大牟田柳川信用金庫は、役職員が本宣言に反した場合には、事実関係の調査、発生原因の分析、改善対応策の策定、監督当局等への届出、関係者の処分など、庫内ルールに則り、必要な措置を講じます。